

令和2年度長崎県献血推進計画

令和2年3月19日

長崎県薬務行政室

目次

| | |
|------------------------------|---|
| 前文 | 1 |
| 第1 令和2年度に献血により確保すべき血液の目標量 | 1 |
| 第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項 | 1 |
| 1 献血推進の実施体制と役割 | 1 |
| 2 献血推進のための施策 | 2 |
| (1) 普及啓発活動の実施 | |
| ア 県民全般を対象とした普及啓発 | |
| イ 若年層を対象とした普及啓発 | |
| ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発 | |
| (2) 採血所の環境整備等 | |
| ア 献血者が安心して献血できる環境の整備 | |
| イ 献血者の利便性の向上 | |
| 第3 その他献血の推進に関する重要事項 | 5 |
| 1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 | 5 |
| (1) 血液検査による健康管理サービスの充実 | |
| (2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進 | |
| (3) 採血基準の在り方の検討 | |
| (4) まれな血液型の血液の確保 | |
| (5) 献血者の意思を尊重した採血の実施 | |
| 2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 | 6 |
| 3 災害時等における献血の確保等 | 6 |
| 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 | 6 |
| 5 血液製剤の適正使用の推進 | 6 |

令和 2 年度長崎県献血推進計画

前文

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、県が定める令和 2 年度の長崎県の献血の推進に関する計画である。

第 1 令和 2 年度に献血により確保すべき血液の目標量

本県で令和 2 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿確保目標量（12,727 リットル）を勘案し、令和 2 年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血目標数を以下のとおり設定する。

| 区 分 | 全血献血 | | 成分献血 | | 合 計 |
|----------|---------|---------|--------|---------|--------|
| | 200mL献血 | 400mL献血 | 血漿成分献血 | 血小板成分献血 | |
| 血液目標量(L) | 132 | 15,325 | 6,835 | 3,283 | 25,575 |
| 献血目標数(人) | 662 | 38,313 | 12,175 | 6,238 | 57,388 |

第 2 第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1. 献血推進の実施体制と役割

- ・ 県及び市町は、国、日本赤十字社長崎県支部（以下「日赤長崎県支部」という。）、長崎県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。
- ・ 県は、血液センター、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募り、「長崎県献血推進協議会」を設置し、血液センター、血液事業に関わる民間組織等と連携して、「長崎県献血推進計画」の策定を始めとして、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うよう努める。

- ・ 県は、県内各地域の実情に応じ、各市町における献血事業の取組状況について意見及び情報の交換を図り、地域の特性にあった献血事業の推進に反映させるため、「市町献血担当課長等会議」、「保健所地区献血担当者会議」等を開催する。
- ・ 市町は、市町内での献血者を組織化し、輸血用血液の確保と献血思想の普及を図るため、県及び血液センターと連携して、市町献血協力会を設置し、献血推進に取り組むように努める。
- ・ 日赤長崎県支部及び血液センターは、国、県、市町等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血者等の献血に対する考え方や要望、意見等の把握に努める。

2. 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 県民全般を対象とした普及啓発

(ア) 献血推進キャンペーン等の実施

- ・ 県及び日赤長崎県支部は、「愛の血液助け合い運動」（7月）及び「はたちの献血キャンペーン」（1～2月）を市町、血液センターとともに実施し、国から配布されるポスター等を関係者へ提供するとともに、県においてもリーフレット、パンフレット等必要な資料を作成し、関係者へ提供する。また、市町においても、地域における催し物の機会等を活用して推進活動を行うよう努める。
- ・ 県、市町及び血液センターは、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかける。その際、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 血液センターは、県、市町等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分献血への協力を呼びかける。
- ・ 県、日赤長崎県支部及び血液センターは、県民各層に対する献血思想の普及啓発及び献血協力団体の育成を目的として、市町とともに、冬場の献血者確保対策キャンペーンを1月から2月に実施し、400mL 献血及び成分献血への理解と協力を求め、献血協力者が減少する冬場の献血者を確保するとともに、新たな献血協力者の開拓を図る。
- ・ 日赤長崎県支部及び血液センターは、市町等関係団体の協力を得て、「愛の血液助け合い運動」（7月）及び「はたちの献血キャンペーン」（1～2月）期間中に、以下に掲げる月間及びキャンペーン関連イベントを実施する。
 - ア) 「愛の血液助け合い運動」（7月）に関連するイベント
 - ・ 献血ルームサマーイベント「あつかばってん献血ば」、「サマー献血キャン

ペーン」の実施

イ) 「はたちの献血キャンペーン」(1～2月)に関連するイベント

- ・ 「はたちの献血」の実施
- ・ 日赤長崎県支部及び血液センターは、県の協力を得て、これからの献血を担う若年層献血者の安定的な確保を目的として、県内の学生献血ボランティアが主催する「全国学生クリスマス献血キャンペーン」(12月)を支援し、学生献血ボランティアの行動をアピールするとともに、献血者が減少する冬場の献血者確保及び献血推進ボランティアの育成を図る。
- ・ 県、日赤長崎県支部、血液センターは、7月に「長崎県献血功労者表彰式」を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した個人や団体に対し、長崎県知事及び日赤長崎県支部長の感謝状を贈呈し、これまでの献血推進功労に感謝の意を表し、今後の献血運動になお一層の協力をお願いする。
- ・ 県は、県庁職員に対し、ボランティア活動である献血への積極的な協力を呼びかけるため、年間6回、血液センターと協力して県庁へ移動採血車を配車し、県庁献血を実施する。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 血液センターは、県及び市町の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。
- ・ 血液センターは、献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分りやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進するように努める。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 血液センターは、県及び市町の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く県民に周知する。
- ・ 血液センターは、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。
- ・ 血液センターに登録された複数回献血協力者である県庁職員が、血液センターからの依頼により成分献血を行う場合には、県は、特別休暇制度の積極的な活用を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の活用

- ・ 県及び市町は、国が作成する若年層向けの献血普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスター等の活用に協力するとともに、血液センター、関係団体等との連携を図りながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 県及び血液センターは、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 日赤長崎県支部及び血液センターは、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、県、市町、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 県及び市町は、血液センターが実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。
- ・ 血液センターは、大学等において教育の一環とした献血に関する講義を行なうとともに、県はその講義を積極的に導入するよう大学等に協力を求める。
- ・ 県は、中学生又は高校生が作成した献血普及啓発ポスターを活用し、若年層の献血への理解の促進に活用する。
- ・ 「高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編」に献血に関する記載がなされていることを考慮し、日赤長崎県支部及び血液センターは、県の協力を得て、高校生を対象とした取組みを積極的に行う。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 日赤長崎県支部及び血液センターは、県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組みを行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 県、市町及び日赤長崎県支部は、次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 血液センターは、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよ

う、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮する。

- ・ 血液センターは、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護とともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ・ 血液センターは、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 血液センターは、初回献血者や複数回献血者等を対象にアンケート調査や意見交換を行い、献血者等の献血に対する考え方や要望、意見等の把握に努めるとともに、献血者等の要望や意見等については、県や市町とともに、普及啓発活動や情報提供、初回献血者確保対策などの献血推進に活用する。
- ・ 県は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要があるため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の導入等に積極的に取り組む。
- ・ 県及び市町は、血液センターの献血の実施が円滑に行われるよう、献血実施場所の確保等に関し、関係者に対して積極的に協力を呼びかける。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1. 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。

(2) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。

(3) 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200mL

全血採血、400mL 全血採血又は成分採血) や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。

2. 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

血液センターは、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、県との連携を図るなどして、早急に所要の対策を講ずる。

3. 災害時における献血の確保等

- ・ 県、市町及び日赤長崎県支部及び血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、日赤長崎県支部及び血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 日赤長崎県支部及び血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町は、広域的な需給調整を行う際など、日赤長崎県支部及び血液センターの取組を支援する。

4. 献血推進施策の進捗状況に関する確認・評価

- ・ 県は、日赤長崎県支部、血液センター及び市町の血液事業担当者等と適宜連絡調整会議を開催するなどして、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、血液センターによる献血の受入れの実績及び供給状況等を確認し、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す。

5. 血液製剤の適正使用の推進

- ・ 県及び血液センターは、関係医療機関等の協力を得て、「長崎県合同輸血療法委員会」による血液製剤の使用適正化のより一層の推進を図るとともに、血液製剤の適正な使用について、医師等の医療従事者の理解を高めるよう努める。
- ・ 医師その他の医療関係者は、血液製剤の適正な使用に努める。